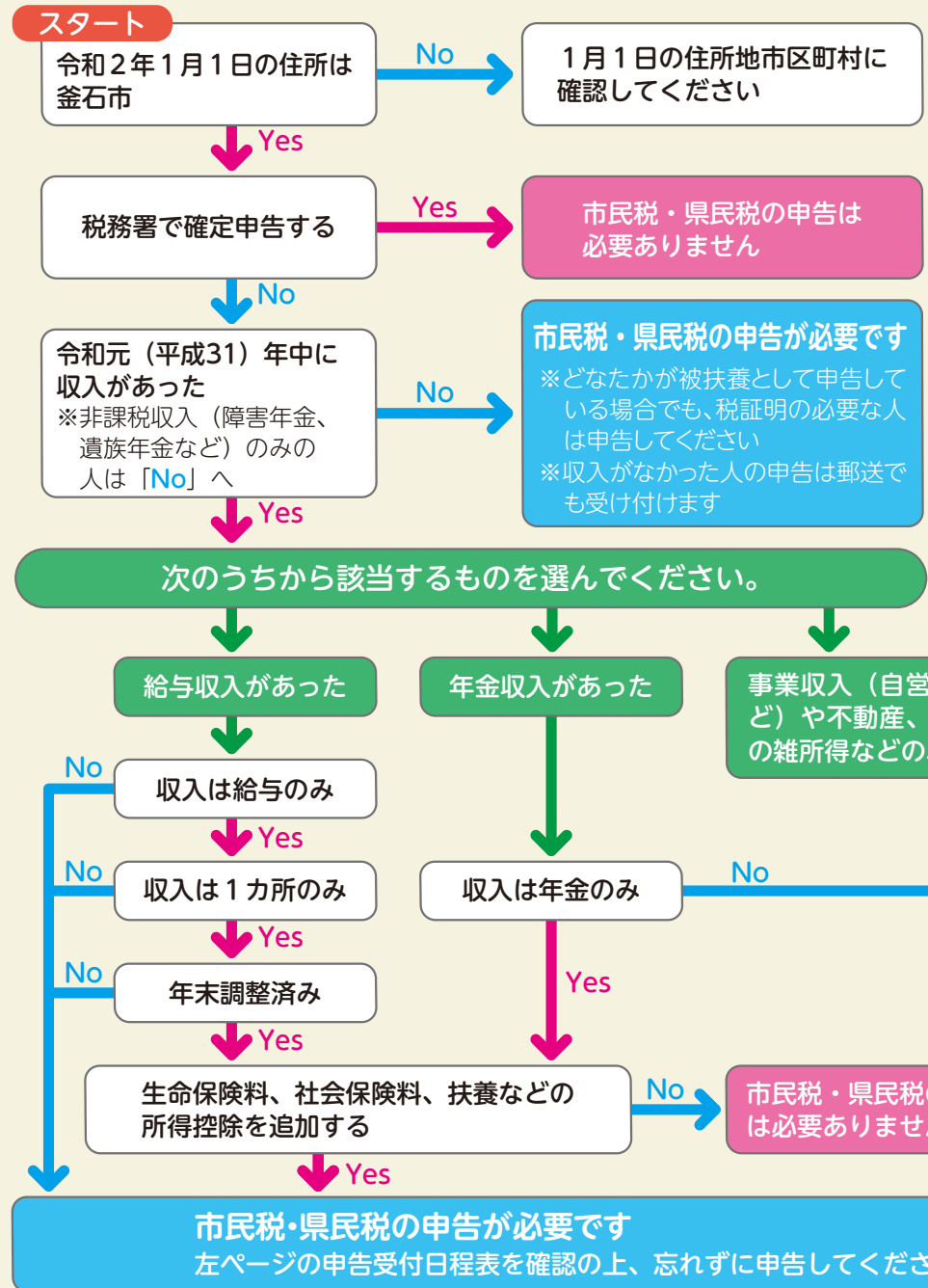


準備はお早めに！

まもなく、令和元（平成31）年中の収入の申告時期です。早めに準備をし、忘れずに期限内（3月16日（月）まで）に申告しましょう。市民税・県民税の申告が必要かどうか、次のフローチャートで確認してください。

## 「申告が必要な人」確認フローチャート



## 令和2年度 市民税・県民税申告受付日程表

■受付期間 2月12日（水）～3月16日（月）  
■受付時間 午前の部：9時～11時30分（シープラザ釜石：9時30分～） 午後の部：13時～16時

| 月 | 日  | 曜日 | 受付地域                  | 受付会場                        |
|---|----|----|-----------------------|-----------------------------|
| 2 | 12 | 水  | 野田町、小佐野町              | 小佐野コミュニティ会館（※）              |
|   | 13 | 木  | 定内町、礼ケ口町、新町、住吉町       |                             |
|   | 14 | 金  | 小川町、桜木町、甲子町第15～16地割   |                             |
|   | 17 | 月  | 甲子町第1～4地割             | 甲子公民館（※）                    |
|   | 18 | 火  | 甲子町第5～8地割             |                             |
|   | 19 | 水  | 甲子町第9～10地割            |                             |
|   | 20 | 木  | 栗林町                   | 橋野地区多目的<br>集会施設（橋野ふれあいセンター） |
|   | 21 | 金  | 橋野町                   |                             |
|   | 25 | 火  | 鶴住居町                  | 鶴住居公民館                      |
|   | 26 | 水  | 片岸町、両石町、箱崎町           | 唐丹公民館                       |
| 3 | 27 | 木  | 唐丹町（小白浜、片岸、川目、山谷）     |                             |
|   | 28 | 金  | 唐丹町（花露辺、本郷、大曾根、荒川、大石） |                             |
| 3 | 2  | 月  | 平田第1～9地割              | 平田集会所                       |

| 月 | 日  | 曜日 | 受付地域 | 受付会場           |
|---|----|----|------|----------------|
| 3 | 3  | 火  | 休み   |                |
|   | 4  | 水  | 市内全域 | シープラザ<br>釜石 2階 |
|   | 5  | 木  |      |                |
|   | 6  | 金  |      |                |
|   | 7  | 土  | 休み   |                |
|   | 8  | 日  | 市内全域 | シープラザ<br>釜石 2階 |
|   | 9  | 月  |      |                |
|   | 10 | 火  |      |                |
|   | 11 | 水  |      |                |
|   | 12 | 木  | 市内全域 | シープラザ<br>釜石 2階 |
|   | 13 | 金  |      |                |
|   | 14 | 土  |      |                |
|   | 15 | 日  |      |                |
|   | 16 | 月  | 市内全域 | シープラザ<br>釜石 2階 |

※シープラザ釜石会場は大変混み合いますので、できるだけ最寄りの会場での申告をお願いします

（※）昨年度と大きく日程が異なりますので、ご注意ください

### ～釜石税務署からのお知らせ～

## 所得税などの確定申告はお早めに

釜石税務署は、税務署内に申告書作成会場を開設します。  
会場は例年混雑しますので、早めの申告にご協力をお願いします。  
なお、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp>）から行うe-Tax（イータックス）による申告は、マイナンバーカードやICカードリーダーライターを持っていない人でも「ID・パスワード方式」で手続きできますのでご利用ください。



- ◆開設場所 釜石税務署 2階（小佐野町3-8-24）
- ◆開設期間 2月17日（月）～3月16日（月）（土・日曜日、祝日を除く）  
※会場開設前は、申告書作成会場を設置していません。少ない職員での対応となり、長時間お待ちいただく場合がありますので、会場開設期間中にお越しください
- ◆開設時間 9時～17時（受付は16時まで）  
※駐車場は利用台数に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください
- ◆申告・納期限

|              | 申告・納期限   | 振替納付日    |
|--------------|----------|----------|
| 所得税及び復興特別所得税 | 3月16日（月） | 4月21日（火） |
| 消費税及び地方消費税   | 3月31日（火） | 4月23日（木） |
| 贈与税          | 3月16日（月） |          |

### 【台風第19号などの災害により被害を受けた皆さんへ】

災害により住宅や家財などに損害を受けた人は、確定申告による手続きをすることで、令和元年度の所得税などの減免措置を受けられる場合があります。  
詳しくは釜石税務署までお問い合わせください。

問い合わせ 釜石税務署 個人課税部門 ☎ 25-2081

- ◆申告で持参するもの
  - ・印鑑
  - ・令和元（平成31）年中の収入が分かるもの（源泉徴収票など）
  - ・社会保険料の領収書、生命保険・地震保険料の控除証明書など所得控除を受けるために必要な書類
  - ・マイナンバーカード、または通知カードと運転免許証などの本人確認書類
  - ・利用者識別番号が分かる書類（当番号を取得済みの場合）
- ◆申告に当たってのお願い
  - ・申告会場は混み合います。営業や農業などの収支計算の必要な所得を申告する人、医療費控除などを受ける人は、収支計算や領収書の集計を済ませてからお越しください
  - ・※計算や集計をしていない場合、会場設置の記載台などにてご自身で集計してからの受け付けとなります
  - ・所得や申告の内容によっては、税務署での申告をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください
  - ・「令和2年度申告の手引き」と申告書は、市税務課、各地区生活応援センターに備え付ける他、市のホームページからダウンロードできます

